

揖斐郡薬剤師会 規約

第1条 (名称)

本会は「揖斐郡薬剤師会」(以下「本会」という)と称する。

第2条 (目的)

本会は、一般社団法人岐阜県薬剤師会(以下「県薬」という)の下部組織として、会員相互の親睦を深め、連携を図るとともに、薬剤師の資質向上及び、地域医療、公衆衛生の向上に資することを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために、県薬及び関連団体と連携を図り、医療、公衆衛生の向上を推進し、会員の知識、技術向上のために必要な研修等の事業を行う。

第4条 (会員)

本会の会員資格を有する者は、県薬の会員であり、本会の区域内に住所又は勤務場所を有する者、また県薬の会員であり本会が認めた者とする。

第5条 (入会)

会長を経由して県薬に入会申込書を提出し受理された者は本会に入会したものとする。

第6条 (退会)

- 1 会長を経由して県薬に退会届を提出した会員は退会したものとする。
- 2 退会を申し出た会員は、本会に定められた会費等の未納金がある時はこれを完納しなければならない。
- 3 次の会員は、本会を退会したものとみなす。
 - (1) 死亡した者
 - (2) 本会の区域内に住所及び勤務場所を有せず音信不通となった者
 - (3) 県薬より除名された者

第7条 (会費等)

会員は本会及び県葉に定められた会費を納入しなければならない。

第8条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名 (会長、副会長を含む)
- (4) 監事 2名以内

第9条 (職務)

- 1 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が職務を遂行できない時には、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務の重要事項を審議する。
- 4 監事は、本会の会計及び業務を監査し総会に報告する。

第10条 (役員の任期)

役員の任期は2年とする。(ただし、再任を妨げない。)

第11条 (総会)

総会は、定期総会及び臨時総会とする。

定期総会は、毎年6月に開催する。

臨時総会は、会長が必要と認めるときを開催する。

1) 招集

総会の招集は、会長が行い、会員に対し会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示して開会の7日前までに通知しなければならない。

2) 審議

総会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画、事業報告に関する事項
- (2) 予算、決算に関する事項
- (3) 役員の選任及び解任に関する事項
- (4) 規約等の改正に関する事項
- (5) その他会長が必要と認める事項

3) 定足数

会員の過半数の出席がなければ開くことができない。(ただし、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。)

第12条（理事会）

必要に応じ会長が招集し、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会において議決された事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第13条（雑則）

この規約の施行に関し必要な事項は、理事会の議を経て会長が別に定める。

付 則

施行日 昭和33年4月1日

改定日 平成27年4月1日

令和3年6月22日 役員の任期の規定、総会及び理事会の規定を追加